

北星学園大学 総合情報センター

情報処理システム利用規程

〔目的〕

第1条 この規程は、北星学園大学総合情報センターが設置する情報処理システム（以下「システム」という）の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

〔システム利用の範囲〕

第2条 システムの利用は、次の各号の一に該当する場合に限る。

- 1 北星学園大学、北星学園大学短期大学部（以下「本学」という）における情報処理関係学科目の授業の実施を行うための利用
- 2 本学教育職員の研究のための利用
- 3 本学研究生及び大学院学生の研究のための利用
- 4 大学学部学生の卒業論文、大学院学生の修士論文及び博士論文作成のための利用
- 5 本学学生の情報処理関係学科目の授業の予習及び復習のための利用
- 6 本学の事務処理のための利用
- 7 その他北星学園大学総合情報センター長（以下「センター長」という）が適当と認めた利用

〔授業を行うための利用〕

第3条 本学における情報処理関係学科目の授業の実施を行うためのシステムの利用については、センター長は、システムを利用して実施する情報処理関係学科目を置く学部の学部長並びに短期大学部長と協議して、年間の利用実施計画を定めるものとする。

〔利用資格者・組織団体〕

第4条 システムを利用することのできる者（以下「利用資格者」という）は、次の各号の一に該当する者とする。

- 1 本学に在職する教職員
- 2 本学に在学する学生（研究生、科目等履修生、外国人研究生及び外国人研修生を含む）
- 3 大学規程に定める組織
- 4 本学が認可した学内団体
- 5 その他センター長が適当と認めた者

〔利用の申請〕

第5条 利用資格者がシステムを利用しようとするときは、別記第1に定める情報処理システム利用願をセンター長に提出し、利用の承認を受けなければならない。

Ⅱ 本学学生及び大学院生は入学した事実を以て、利用の申請及び利用の承認がなされたものとする。

〔利用の承認〕

第6条 センター長は、情報処理システム利用願によりその利用を適当と認めた場合にはこれを承認するものとする。

Ⅱ センター長は、別記第2に定める情報処理システム利用承認書によってユーザーID及び初期パスワードを、利用者に通知するものとする。

〔利用の期間〕

第7条 利用承認を受けた者（以下「利用者」という）がシステムを利用することのできる期間は、その利用が承認された日からその日の属する年度末までとする。

Ⅱ 本学学生及び大学院生の利用期間は在学している期間までとする。なお、休学期間中はシステム利用を認めない。

Ⅲ 教職員の場合、特に申し出のない場合は退職又は契約期間終了時まで継続するものとする。

[利用の優先順位]

第8条 利用者のシステム利用が競合する場合の優先順位は、第2条各号に規定する順序とする。ただし、センター長は、システムの稼動上必要があるときは、その順位を変更することができる。

[利用の取消・停止]

第9条 センター長は、利用者が次の各号の一に該当する行為を行った場合には、その者の利用の承認を取消し、又はその者の利用を一定の期間停止することができる。

- 1 この規程又はセンター長の指示に反する行為
- 2 設定されたユーザーIDによる利用を利用者以外の者に行わせる行為
- 3 システムに障害を与える行為
- 4 営利を目的とする利用行為
- 5 他の利用者の情報の安全又は秘密保持を損なう行為

[利用の明記]

第10条 利用者がシステムを利用して行った研究成果を公表するときは、当該公刊物等にシステムを利用して行った研究成果であることを明記しなければならない。

[利用時間]

第11条 総合情報センターの開館時間は、本学の休業日を除く日の午前8時45分から午後9時までとする。ただし、土曜日は、午前8時45分から午後4時45分までとする。

Ⅱ センター長は、必要がある場合には臨時にその時間を変更することができる。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1992年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1993年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1994年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。